

(A) 次の方針を決定する。  
議案解散せざる場合に於ける吾々の対策は次の如くである。

(一) 議案を解散し新選挙法による新選挙の実施を要求する事。

議案解散せば当然に普通選挙に依って新選挙が行はれる。無産階級陣営内の政治力未だ組織化されずと云へども我々は無産階級の政治的勢力の直接の増進並びに労働大衆の政治的覚醒の爲に議案解散を要求し新選挙選挙を要求する。

(二) 新に提出せんとし居る三憲法の反対運動を行ふ。特に労働組合法等は内務省社会局にて草案の小行政調査会にて一層醜悪となつたもの故であつて今期議案に於てブルジョア階級に於て万端一致して可決される形勢がある。政府が組合解散を有し、組合の決議取消を有し、今汁監督を有し、組合の意

同協同会と共々同盟組合を禁止し、合同組合を禁止し、協同会に組合員たるの故を以て解散することを許し、団体交渉取を全然認めざる此の労働組合法案は帝國主義ブルジョアが完全に労働者を奴隷化せんとする陰謀に外ならない。

労働者階級法案は全く無益有害であつて特に所謂公益事業に従事する労働者より全く罷業の自由を奪はんとする反動的法律である。更に暴威取締り法案の如きは名を暴力団の取締りに藉りて実はストライキを暴圧する所の最も露骨なる法律である。吾が労働会は次の方針により他団体と協力してたすを挙げて以上の悪法の通過を阻止せんとするものである。

(1) 今期議案に反対する及び示威運動、反対演説会、其の他すべしこの反対運動を他の故ての団体と協同して全同様に組織化し是非参加する事。